

国における生涯学習政策の展開

～生涯学習社会の形成を目指した教育改革～

斎藤 哲瑯

(川村学園女子大学)

1. はじめに

ユネスコにおいて「生涯教育」が提言されたのは1965年（昭和40年）のことであった。提案者であるP. ラングランは、これからの教育は、科学技術の進展、人口の増大、長寿化など、時代の変化や人々の生きがいなどの現実的な課題や問題点に適切に対処していくことの必要性和、それらに柔軟に対応できる教育システムの構築が必要であると説いた。そのためには教育機能の統一は避けて通れないものであり、また教育は児童期・青年期で停止するものではなく、人間が生きている限り続けられなければならない、と訴えたのである。以来30年余が経過したが、この間には教育の持つ強制的なイメージに対する抵抗や、自発性・自主性、自己の充実などから学習者の側に立った「生涯学習」が定着していくことになるのである。

ここに、昭和40年以降における各種審議会の答申をもとに「生涯教育」から「生涯学習」への動きを探るとともに、生涯学習社会の形成を目指す国の政策について見ていくことにしたい。

2. 「生涯教育」から「生涯学習」への動き

昭和41年の中央教育審議会の答申「後期中等教育の拡充整備について」は、「学校中心の教育観にとらわれて、社会の諸領域における一生を通じての教育という観点を見失ってはならない」とし、学校中心の考え方を戒めている。

4 特集 生涯学習の施策と環境の総点検

昭和46年の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」では、「家庭教育，学校教育，社会教育の三者が有機的関係を見失い，学校教育だけに過度の負担や期待をかける傾向もあるとして，あらゆる教育は生涯教育の観点から再検討を迫られている」と，学校教育への過度の期待に対する反省と，家庭・学校・社会教育間の有機的な連携を求めている。そして昭和48年にはOECDが経済・社会政策などと関連づけて，生涯学習のための戦略としてリカレント教育を提唱したのである。

昭和56年に中央教育審議会は，「生涯教育について」の答申の中で，『今日，変化の激しい社会にあって，人々は，自己の充実・啓発や生活の向上のため，適切かつ豊かな学習の機会を求めており，これらの学習は，各人がその自発的意思に基づき，必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで，生涯を通じて行うものであり，これを「生涯学習」と呼ぶのがふさわしい。この生涯学習のために，自ら学習する意欲と能力とを養い，社会の様々な教育機会を，相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備充実しようとするのが「生涯教育」の考え方である。つまり，生涯教育は，生涯学習を助けるために教育制度全体の上に，打ち立てられる基本的な概念である』，と「生涯教育」と「生涯学習」の考え方を明確にした。

昭和59年に設置された臨時教育審議会（昭和62年の間に4回答申）は，従来の教育を提供する側の立場の「生涯教育」から学習者の立場に立った「生涯学習」に重点を置き，「学歴偏重の弊害の是正」を核とした「個性重視の原則」「生涯学習体系への移行」「時代の変化への対応」を打ち出している。

平成2年に中央教育審議会（「生涯学習の基盤整備について」答申）は，①生涯学習は，生活の向上，職業上の能力の向上，自己の充実をめざし，各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とする，②生涯学習は，必要に応じ可能な限り，自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯を通じて行うもの，③生涯学習は，学校や社会の中で意図的・組織的な学習として行われるだけでなく，人々のスポーツ活動，文化活動，趣味，レクリエーション活動，ボランティア活動などの中でも行われるもの，と地域社会への拡がり意識したものとなった。そして行政には「人々の学習が円滑に行われるよう，生涯学習の基盤を整備していくことが大切である」と指摘したのである。

平成3年の中央教育審議会の答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の

改革について」では、学校教育を生涯学習の一環としてとらえ、過度の受験競争など学校が抱えている問題点を解決するためにも生涯のいつでも自由に学習ができる機会を築いていくことが重要であるとし、「単位授与機関の設置」「単位制高等学校」「リカレント教育」などについて取り上げた。

平成4年7月の生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」では、各省庁、知事・市町村長部局の行政を視野に入れた幅広い施策の推進を打ち出し、①大学における社会人の学習機会の拡充などリカレント教育の推進、②福祉厚生分野に限らず、広範なボランティア活動を生涯学習の重要な機会ととらえたボランティア活動の支援・推進、③学校週5日制の実施、青少年の学校外活動の推進、④環境問題・国際貢献・開発援助・高齢化社会等の現代的課題に関する学習機会の充実などを提言している。

平成8年4月の生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」では、「大学をはじめとする高等教育機関」「小・中・高等学校」「社会教育・文化・スポーツ施設」「研究・研修施設」などについてそれぞれに検討を加え、提言をまとめている。

平成8年7月に中央教育審議会（「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」第一次答申）は、①今後における教育の在り方及び学校・家庭・地域社会のあり方、②1人1人の能力・適性に応じた教育と学校間の接続の改善、③国際化、情報化、科学技術の発展等社会の変化に対応する教育の在り方、から論議を重ね、子供に「生きる力」と「ゆとり」の必要性を提言し、平成9年6月の第二次答申では、一人一人の能力・適性に応じた教育の実現に向け、形式的平等の重視から個性尊重への転換を掲げ、具体策として①特別な才能がある生徒の高校2年生の修了時からの大学進学（飛び入学）、②公立の中高一貫校の導入、③受験競争緩和のための入試の多様化、などを提言している。

このように、社会は「生涯教育」から「生涯学習」への変化を求めてきたが、その根底からは「学歴社会の弊害の是正」が見て取れるのである。

3. 生涯学習社会の形成をめざした教育改革計画

このような動きの中で、教育界に大きなインパクトを与えたのが臨時教育審議会の答申（昭和59年から62年の間に4回答申）である。文部省ではこの答申に示された教育の基本的なあり方及び教育改革の視点を踏まえ、生涯学習体系への移行を目指した具体的な教育改革案として「教育改革に関する当面の具体化方策について」（昭和62年10月6日閣議決定）をまとめるとともに、政府が進める「六大改革」の一つとして「教育改革プログラム」（平成9年1月24日）を示しているのを見てみたい。

(1) 「教育改革推進大綱」に示された教育改革の具体化方策

先ず、「教育改革に関する当面の具体化方策について」に示された「教育改革推進大綱」は、おおよそ次のような内容となっている。

① 生涯学習体制の整備

- ・都道府県における生涯学習推進体制の整備促進及び市町村における教育・文化・スポーツ施設等の整備並びに放送大学による学習機会の拡充等。
- ・民間教育事業との連携，社会教育に関連する法令の見直し。
- ・企業・官庁における採用人事の改善や，学習の成果の適正な評価。
- ・企業における職業能力の開発，社会人の学習の場としての大学・大学院等の整備。労働時間の短縮，有給教育訓練休暇制度の普及。

② 初等中等教育の改革

- ・新学習指導要領を昭和63年秋，高校は64年春に告示し，逐次実施。
- ・教員の初任者研修制度の創設，教員の養成・免許制度の改善。
- ・小・中学校の40人学級の実施。
- ・単位制高等学校の創設，通信制高等学校等の修業年限の弾力化。
- ・児童生徒に自然環境の中で生活する機会の増大。

③ 高等教育の改革等

- ・大学の個性化，多様化，高度化，活性化を図るため，大学設置基準の大綱化・簡素化，学位授与のあり方，大学教員の選択的任期制の導入。
- ・大学院全般の整備並びにその高度化及び多様化の推進。

④ 時代の変化に対応するための改革

- ・学校教育，社会教育等を通じて情報活用能力の育成，大学等において情報化社会をリードし，構築していく人材の育成等。

⑤ 教育行政財の改革

- ・昭和63年7月を目途に，文部省の機構改革。
- ・国立教育研究所の調査研究の強化，カリキュラム，教材，指導方法等に関する調査研究のセンター的機能を持つものへの改組・再編。
- ・教育長の任期制及び専任制（市町村）の導入について検討。

(2) 「教育改革プログラム」に示された具体的内容

この「教育改革プログラム」の前文には、『教育改革を実行するにあたっては，我が国の唯一の資源である人材を育成するという視点と同時に，一人一人の個性を尊重しつつ，正義感，思いやり，創造性，国際性をはぐくみ生涯にわたりその能力を最大限発揮できるようにするという視点が重要である。このため，①教育制度における多様で柔軟な対応を進める，②学校の枠に閉じこもらず，外の世界に大きく眼を向けより広い視野から改革に取り組むことが特に大切であるとし，こうした視点に立って，中高一貫教育制度の導入などの教育制度の革新，豊かな人間性の育成，完全学校週5日制の実施を目指した取組み，社会の変化への機敏な対応，学校外の社会との積極的な連携，教育改革の輪を広げるための経済界等との協議の場の設定などについて，具体的かつ積極的な取組みを行う』等の目標を示し，次のような点を挙げている。

① 教育制度の改革と豊かな人間性の育成

- ・学校制度の複線化を進めるための，中高一貫教育制度の導入。
- ・科学等の優れた才能や独創性を持っている者の大学入学年齢制限の緩和。
- ・登校拒否児への対応等から，中学校卒業程度認定試験の実施。
- ・2003年を目途に完全学校週5日制の実施。
- ・学校における教育課程の基準の改訂。
- ・子供の豊かな人間性を育成するため，学校・家庭・地域社会と連携しつつ，ボランティア活動，自然体験活動，青少年団体活動などの支援。
- ・教員養成カリキュラムに，ボランティア活動や福祉活動等の体験の導入。

8 特集 生涯学習の施策と環境の総点検

- ・面接等を加えた人物重視の教員採用の推進。学校教育への社会人の登用。
- ・教育長の任命承認の廃止や、他部局との柔軟かつ積極的な連携。
- ・公民館、図書館に関する法律など、社会教育関係法令の見直し。
- ・大学や高校入試の緩和を図るため、個性や能力に応じた選抜方法の改善。
- ・社会人の高等教育機関の受入れやリフレッシュ教育の推進を図るため、特別入学者選抜、夜間大学院、科目等履修生制度、公開講座、大学への編入学等の拡充。

② 社会の要請の変化への機敏な対応

- ・幼稚園、小学校での高齢者との触れ合いや、学校と高齢者施設との連携。
- ・大学や青少年教育施設等における科学教室の開催、大学・高等専門学校への体験入学の促進、大学等の研究所の青少年への開放。
- ・大学等への社会人の教員への採用の促進。産学連携による人材の育成。

③ 学校外の社会との積極的な連携

- ・PTA、青少年団体、スポーツ団体、町内会、ボランティア団体、地元企業と学校などからなる自発的な教育支援組織の形成の促進。
- ・子供の青少年団体等への参加の促進、自然体験活動等への参加の奨励。
- ・ボランティア活動、文化・スポーツ活動等の学校外活動の評価。
- ・地域のボランティアに関する施設・機関等と学校との連携の推進。
- ・教員の養成カリキュラム等に、ボランティア活動や福祉等の体験の導入。
- ・科学者、実務経験者、芸術家等の知識技能保持者の学校や部活への活用。

4. 生涯学習振興のための施策について

現在、中央教育審議会を始めとして各審議会において様々な角度から検討が行われている。が、ここではすでに実行に移されているものの中からいくつかを取り上げて紹介してみたい。

(1) 行政組織の改革と法的整備

ア.「文部省生涯学習局」の設置

まず、生涯学習の振興を図るためには政策機能の強化が必要であるとの考えから、文部省は旧社会教育局を改組し文部省の筆頭局として生涯学習局を設置（昭和63年7月1日）した。都道府県教育委員会においても生涯学習課

が設置されるなどの動きが見られ、行政の組織体制が順次整備されつつある。
イ。「生涯学習振興法」の設置

平成2年に成立した「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(以下「生涯学習振興法」)は、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業として「学校教育及び社会教育に係る学習並びに文化活動の機会に関する情報の収集・整理・提供」「住民の学習に対する需要、学習の成果の評価に関する調査研究」などを促し、文部省に「生涯学習審議会」の必置と、都道府県には「都道府県生涯学習審議会」設置を奨めている。

さらには、都道府県が「地域生涯学習振興基本構想」として民間の協力を得て域内の特定の地域において人々の生涯学習の振興を図ろうとする場合には、文部大臣、通商産業大臣の承認があればその負担金を損金として組み込めるような優遇措置がとられるようになっている。

ウ。「生涯学習審議会」の設置

また、生涯学習振興法第10条により文部省に「生涯学習審議会」(社会教育法第13条の「社会教育審議会」は「生涯学習審議会」に変更)が設置された。この審議会の下には「社会教育分科審議会」「計画部会」「教育映画等審査部会」「教育メディア部会」「社会通信教育部会」の4部会)が設けられ、審議事項としては、①学校教育、社会教育及び文化の振興に関し、生涯学習に資するための施策に関する重要事項、②社会教育一般に関する事項及び学校教育における視聴覚教育メディアの利用に関する事項、③その他社会教育法等の規定によりその権限に属させられた事項、が挙げられている。

この生涯学習審議会からは、平成4年7月に「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」の答申が、平成9年3月には「生涯学習の成果を生かすための方策について」(審議の概要)が発表されている。

エ. 関係省庁との連携・協力体制づくり

生涯学習振興の重要な柱の一つに、関係省庁との連携・協力体制づくりがある。前掲の国の生涯学習審議会には、文部省、通商産業省など14省庁の局長クラスによる「生涯学習審議会幹事会」が設けられ、生涯学習施策に関する意見交換、関連事業の情報の把握・提供、学習事業に関する情報誌の発行・配布などの具体的な連携・協力体制がとられている。都道府県においても、生涯学習関連施策に関する総合調整を図るため、教育委員会と首長部局

の行政担当者で構成される「生涯学習推進会議」が設置されている。

また、文部省では、教育界、経済界、労働省、通産省などの政策関係者らを交えて教育改革についての意見交換を行う「教育改革フォーラム」（平成9年度）を開催している。ここでは、採用時における学歴偏重の是正や人事育成などについて具体的な話し合いが行われるなど、関係行政や民間との連携・協力体制づくりにも力が注がれているのである。

（2）生涯学習推進のための施策と事業内容

ア．生涯学習推進機関としての「生涯学習センター」等の設置

第14期中央教育審議会は「生涯学習の基盤整備について」の答申（平成2年1月）の中で、地域における生涯学習推進の中心的な機関として都道府県に「生涯学習推進センター」を、大学・短大等に「生涯学習センター」の設置を提言している。この答申を受けて生涯学習センターの設立が促進され、現在、地域の特色を生かしながら各種の学習・研究活動が展開されている。

① 都道府県等が設置する「生涯学習推進センター」

中央教育審議会は、都道府県等が設置する「生涯学習推進センター」に対する役割として、『地域における生涯学習をより一層推進していくためには学習機会を提供するだけでなく、人々が学習機会を選択したり、自主的な学習活動を進めることについて援助を行うことが大切である』、として次の6項目にわたっての整備をすすめている。

- ・ 生涯学習情報の提供及び学習相談体制の整備充実に関すること。
- ・ 学習需要の把握及び学習プログラムの研究・企画に関すること。
- ・ 関係機関との連携・協力及び事業の委託に関すること。
- ・ 生涯学習のための指導者・助言者の養成・研修に関すること。
- ・ 生涯学習の成果に対する評価に関すること。
- ・ 地域の実情に応じて、必要な講座等を主催すること。そして、放送大学との連携・協力をを行うこと。

現在、都道府県が設置している「生涯学習推進センター」は32を数えているが、これまでの「社会教育総合センター」「社会教育センター」などから、「生涯学習センター」「生涯学習情報センター」などの生涯学習の名を冠するものが多くなってきている。

② 大学等が設置する「生涯学習センター」

また、中央教育審議会は「生涯学習センター」の役割として、『すでに大学・短大等においては、聴講生・研究生制度の活用，社会人特別入試の活用，通信制による教育の提供，昼夜開講制の実施，夜間大学院の開設，学校機能の社会への開放などが行われているが，今後は生涯学習機関としての役割を視野に入れて，履修形態やカリキュラムの多様化・柔軟化を進めていくことが重要である。また，放送大学との連携・協力が図られることも重要で，これらの取り組みを進めるとともに，体系的・継続的な講座の実施や大学・短大等における学習機会に関する情報の提供・学習相談など，社会人を対象とした取組をより積極的に行うよう提唱している。さらには，「生涯学習推進センター」等と協力して，必要な講座の開設，学習プログラムの研究開発など，地域社会との密接な連携を図ることが望まれる』と論じている。

平成7年度までには，「生涯学習教育研究センター」等の名称で全国に83の機関（国立大学13，公立大学6，私立大学64）が設置され，公開講座，生涯学習指導者の養成，生涯学習に関する情報の提供・相談，地域行政に関する生涯学習計画に関する研究などを行っている。

イ．生涯学習フェスティバルの開催

文部省は，各種のイベント，学習成果を発表するための場・講演会・シンポジウム等を集中的に開催し，人々の学習意欲の向上と学習活動への参加の促進を図ることを目的として，「生涯学習フェスティバル」を開催している。

第1回は千葉県において，“会いたいのは，新しい自分”をテーマに平成元年11月23日から5日間開催（イベント数56，見本市出店数444団体）され，約25万人の入場者を数えている。以来，開催地を変えて毎年開催されているが，平成9年度は新潟県（10月9日から13日まで）である。

ウ．国や地方公共団体等における生涯学習推進事業

国や地方公共団体では，生涯学習の総合的な振興を図るため，生涯学習推進事業や，各種の社会教育活動事業の促進等に力を注いでいる。ここでは平成9年度の事業の中から，特色のある事業のいくつかを紹介してみたい。

○「産学連携教育推進事業」（新規：52百万円）

近年の社会の構造変化に対応する質の高い人材を育成するためには，産業界との連携による教育が必要なことから，専修学校における産学連携教育

の効果的な推進方策について実践的な調査研究を行うものである。

○「教室開放促進事業」(258百万円)

この事業は、これまでの高等学校・専修学校開放講座や高度化に対応した講座プログラムの開発事業に教室開放事業を加えたもので、学校の持つ教育機能・施設を地域に開放し、子供たちの仲間づくり・学び合いの場や地域住民の学習機会の提供の場として積極的に活用促進を図ろうとするものである。

○「社会教育施設情報化・活性化推進事業」(新規：756百万円)

公共図書館を中心に、郷土資料や図書資料等の電子化、視聴覚センターにある素材資料をデータベース化などして、社会教育施設における情報化の進展や施設相互の連携強化等により、地域の中核施設としての社会教育施設の充実と活性化を図ることを目的としている。

○「衛星通信利用による公民館等の学習機能高度化推進事業」(459百万円)

人々の高度化、多様化する学習ニーズや現代的課題に適切に対応するため、教育委員会、大学、公民館等が連携して質の高い学習プログラムを開発・活用し、衛星放送を利用して公民館等をとおして学習者に提供する事業である。

○「地域教育活性化センター活動推進事業」(新規：111百万円)

家庭・学校・地域社会の連携の下に学校外活動を推進するため「地域教育活性化センター」を市町村に設置し、いじめ根絶マスタープランの策定、学校外モデル事業の実施等、地域ぐるみでの青少年の健全育成推進事業である。○その他の事業としては、実践的・具体的な研究開発を生涯学習関係団体等に委嘱して行う「生涯学習の促進に関する研究開発」、学芸員や司書等の専門職員の資質向上を図るための「社会教育専門職員の資質向上事業」、社会教育主事、学芸員、司書等の有資格者の持つ専門的な知識・経験等を地域の学習活動等に活用してもらうための「社会教育関係有資格者の積極的活用に関する調査研究」、ボランティア活動の一層の支援・推進を図るため、全国生涯学習ボランティア活動推進協議会の開催やボランティアコーディネーターの養成・研修などを行う「生涯学習ボランティア活動の支援・推進のための研究・開発」などが計画されている。

5. 学校教育における教育改革

(1) 初等中等教育における教育改革

最近の子供たちには、積極面もある一方、ゆとりのない生活、社会性の不足や倫理観の問題、自立の遅れ、健康・体力の問題などが指摘されているが、これからの変化の激しい不透明な時代を世界に伍して積極的な生き方ができるたくましい子供の育成が緊急の課題と言えよう。第15期中央教育審議会は今後の教育の基本的な方向として、『自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力と、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力が必要である。そのためには、学校・家庭・地域社会全体をととして「生きる力」を育むことが重要であり、そのためには子供たちには「ゆとり」の確保が必要である』と指摘している。

昭和63年以降、小・中・高等学校においては新学習指導要領に基づいた学校運営を行ってきているが、今後、子供たちのゆとりの確保と学校と地域社会の連携・協力を促進するため、2003年から学校週5日制の完全実施（平成4年9月から月1回、平成7年度から月2回実施）が検討されている。

また、小学校と社会福祉施設との複合の学校建設、社会人や外国人の登用、自然・生活体験に重きを置いた自然教室の実施、単位制高等学校制度の発足、学校開放事業の促進など、学校教育の改革が進行しているところである。

(2) 大学等における教育改革

ア. 大学設置基準の見直し

大学における教育改革は、平成3年6月の大学設置基準の一部改正（7月1日から施行）により先行している感がある。文部省は、この基準の改正にあたっての趣旨として『個々の大学がその教育理念・目的に基づき、学術の進展や社会の要請に適切に対応しつつ、特色ある教育研究を展開し得よう、大学設置基準の大綱化により制度の弾力化を図るとともに、生涯学習の

振興の観点から大学における学習機会の多様化を図り、併せて、大学の水準の維持向上のための自己点検・評価の実施を期待する。そして、この制度の弾力化の趣旨を生かし、各大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない』と述べ、以下の点を示している。

- ・同一学部において、昼夜開講制が可能となる。
- ・他の大学・短大において履修した授業科目については、30単位を超えない範囲で当該大学における授業科目を修得したものとみなす。
- ・大学以外の教育施設（短期大学又は高等専門学校の特攻科）等における学修について、当該大学において単位を与えることができる。

なお、文部省告示第68号（平成3年6月5日）により、大学設置基準第29号第1項、第30条第2項の規定により大学が単位を与えることができる学修を次のように定めている（7月1日から施行）。

- ① 大学の専攻科における学修。
- ② 高等専門学校における学修で、大学教育に相当する水準と認めたもの。
- ③ 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修。
- ④ 教育職員免許法の規定により大学等が行う講習又は公開講座による学修。
- ⑤ 社会教育法の規定により大学等が行う社会教育主事の講習における学修。
- ⑥ 図書館法の規定により大学等が行う司書及び司書補の講習における学修。
- ⑦ 学校図書館法の規定により大学等が行う司書教諭講習における学修。
- ⑧ 文部大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修。
- ⑨ 大学通信教育設置基準により他の大学が行う公開講座、地方公共団体、公益法人等が行う計画的かつ継続的な体育実技の学修。

また、科目等履修生についても、当該大学の学生以外のもので一又は複数の授業科目を履修するものに対して単位を与えることができるとしている。この制度を設けている大学（放送大学を含む）は、平成4年は169大学（履修生約16,000人）、平成5年は345大学（同約23,000人）、平成6年には377大学（同約33,000人）となり、現在、全国の約7割の大学で実施されている。

さらには、公益法人が行う英語検定、漢字検定などの有資格者を大学の単位の一部とみなす大学も出始めるなど、学社連携の動きも進んできている。

イ.「学位授与機構」の設置

また、平成3年7月1日には国の機関として「学位授与機構」が設置された。設置の目的は、①学校教育法により学位（学士、修士、博士）を授与する、②学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行う、③大学などにおける各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行う、となっている。単位授与の仕組みについては、大学（科目等履修生等）や単位授与機構の認定した短期大学・高等専門学校の専攻科において一定の学習を行った場合に「学士」の学位を、また、大学以外の教育施設の課程で単位授与機構が大学の学部、大学院の修了課程又は博士課程に相当する教育を行う課程として認定した課程の修了者に対して「学士」「修士」「博士」の学位が授与されることになっている。なお、平成4年3月から平成8年4月までの学位授与者は、学士5,452人、修士332人、博士64人である。

ウ.放送大学の充実・拡充

放送大学は、テレビ、ラジオのメディアを利用した大学として、①生涯学習機関として、広く社会人に大学教育の機会を提供する、②既存の大学との連携協力を深め、単位互換の推進、教員交流の促進、放送教材の普及等により我が国の大学教育の改善に資する、ことを目的として昭和56年7月に設立された。平成10年1月からは通信衛星放送により全国受講が可能となり、生涯学習機関として一層の期待が寄せられている。

これまでの卒業生（平成元年3月～平成9年3月：放送大学学園要覧：1997年）は、延べ9,952人（男性：39.7%，女性：60.3%）に達している。その年齢別の内訳は、20歳代12.1%，30歳代24.6%，40歳代30.5%，50歳代19.9%，60歳以上12.9%となっているが、これまでの最高齢者は84歳の男性という。職業別では、主婦・無職32.7%，会社員30.6%，公務員14.4%，教員3.7%，自由業3.3%，その他15.3%。学歴別では、高等学校等の卒業57.8%，短大・高専27.1%，大学や大学院等14.8%などとなっており、年齢や職業を超えて人々の学習意欲の高さが感じられるのである。

エ.専修学校制度の充実

専修学校は、生徒の様々な志望・能力・適性に応じて実践的な職業・技術教育を行い、多様な分野の職業人を育成するための実践的な職業教育機関

として、昭和50年7月学校教育法の一部を改正し新しい学校制度として創設された。この制度には、①中学校卒業程度の者を対象とした「高等課程」（「高等専修学校」と称することができる）、②高等学校卒業程度の「専門課程」（「専門学校」と称することができる）、③特に入学資格を定めない「一般課程」、がある。そして、3年制の高等専修学校のうち、文部大臣が認めた学校の卒業者には大学入学資格が付与され、高等学校と並行して後期中等教育の多様化の推進にもつながっている。また、専門学校において必要な条件を満たした者には「専門士」の称号が付与されるなど、技術・技能・教養の学習成果を正しく評価するための制度がとられている。ちなみに、平成8年5月1日現在の専修学校の生徒数は、高等課程87,895人、専門課程659,057人、一般課程52,599人の合計799,551人である。

6. 今後に向けて

ここに、国の生涯学習政策についてその概要を見てきたが、今後、各審議会の答申を得て教育改革はさらに具体化され、生涯学習推進体制が整理されていくであろうし、国際化、情報化、科学技術が進展するなかで、各人の責任において、職業上必要な知識・技能の習得や次々に発生する今日的な課題の解決に向けての取り組みなどが一層求められることになるだろう。そこで、行政関係者や施設職員には、学習者・住民の立場に立った柔軟な制度の運用や施設運営が重要になってくるのである。

ここに、今後に向けていくつかの視点を掲げ参考に供したい。

① 「学歴」から「能力主義」への企業の動き

生涯学習社会の形成に向けて最も重要な点が「学歴偏重による弊害の是正」にあることは論を待たないところであるが、経済同友会は平成9年3月にまとめた提言『「学働遊合」のすすめ』の中で、「過度の受験競争や学歴社会のゆがみを是正するために、企業自ら意識改革をし、行動する」、という実行宣言を行うなど、企業は「学（校）歴」から「能力主義」へと動き始めている。関連企業対象の調査によれば、企業経営者の81％は「学歴偏重の価値観が薄れていく」と予測し、その理由として、「企業内の能力主義が徹底し、社会にも能力を重視する意識が浸透する」91％、「企業は学歴にこだわ

らない採用を考える」62%、「学歴に依存せず、自分の能力に自信のある人材を採用するようになる」60%、などを挙げている。そして、すでに学校歴不問の採用を「導入している企業」は16%、「導入を検討中」が27%。通年採用については「導入している企業」が32%、「導入を検討中」が26%。さらに、企業が求めている「ビジネスの基礎・基本の能力」には、①行動力・実行力、②人間関係を円滑にする力、③常に新しい経験・知識・学力を身につけようとする力、④論理的に考えられる力、⑤問題を発見する力、などは今後も重要であるとしつつ、従来重要でなかったが今後重要性が増すものとして、①状況の変化に柔軟に対応する力、②コンピュータ活用能力、③異文化を受容する力、④情報を収集する力、⑤語学力、などを挙げている。

また大学生を対象に、一定期間企業で就業体験を行うインターンシップ制度の採用も拡大しつつある。この制度は、学生たちにとっては自分の適性や会社に対する理解を図ることにつながり、企業においては、優秀な学生の発掘や若者たちの意見を商品開発に応用できるなど、双方にとってのメリットがあることから生まれ、アメリカでは学生の7割以上が体験しているという。

リクルート社の調査（「リクルートムック」8月号）によれば、大学生の約63%が「早く社会に出たくない」、約8割が「自分を大人だとは思わない」などと回答しており、明確な生きる目標を見出せないままの若者の姿がそこにあり、学校教育中心の弊害を強く感じるのである。

② ボランティア活動への取り組み

今日の豊かで便利な生活は、人々を限定した空間や人間関係の中に閉じこめてしまった。家庭や家族を忘れた会社人間、塗れ落ち葉、粗大ゴミと揶揄される男性の生き方や、家庭・学校・塾だけしか知らない子供たちの生活などを反省するとともに、超高齢社会における自らの生き方・人生設計が重要な課題となってきた。その意味から、限られた人間関係からもっと地域や広く社会との関わりを持ちたいと希望する人々や、会社の社会的責任や社員の自己改革などから地域社会との触れあい、ボランティア活動を経験させたいという企業が増えつつあることは喜ばしいことである。このような活動は、本人の生きがい体験や本物を学ぶ学習の機会ともなり、特に今日の青少年には、自己啓発、連帯感、社会性や創造性の育成、思いやりや助け合い精神の

醸成などの人格形成の面からも、日常的に参加できるような環境づくりが急がれる。

総理府が行った「生涯学習とボランティア活動に関する調査」(平成5年)によると、「ボランティア活動に参加して良かったと思うこと」として、①「物の見方や考え方が深まった」37.3%、②「多くの人たちとの交流の場を得ることができた」36.2%、③「友人を得ることができた」35.1%、④「人間性が豊かになった」26.5%、⑤「満足感や充実感を得ることができた」26.3%、⑥「ボランティア活動の大変さがわかった」19.3%、などを挙げている。また、「青少年のボランティア活動に関する調査」(総務庁：平成6年3月)から「ボランティア活動への満足度」を見てみると、「満足している」の65.3%に対して、「満足していない」は12.9%と圧倒的に満足者が多いことがわかる。そして、「満足している」理由としては、①「地域のために役立った」48.2%、②「ものの見方、考え方が広がった」34.5%、③「困っている人のために役立った」33.8%、④「思いやりの心が深まった」32.0%、⑤「友人や知人を得ることができた」21.8%、⑥「福祉など社会の課題に対する理解が深まった」20.5%などと答え、調査結果からもボランティア活動は教育的にも意義があり、かつ、人々の生きがいにつながっていることがよく現れているのである。

③ 学校教育への支援体制づくり

今の子供たちの置かれた状況をいくつかの調査から見てみよう。

先ず、(財)連合総合生活開発研究所の調査によれば、「夜、眠れない」が小学生34%、中学生35%、高校生30%。「疲れやすい」が小学生の28%、中学生46%、高校生48%などである。そして、ストレスが原因と思われる頭痛、腹痛、倦怠感などの病的症状を訴える子供が増えつつある、と指摘している。また、「学校週5日制の導入に伴う児童・生徒の生活能力の向上に関する総合的研究」(平成9年3月科研費による研究報告書)から、小・中学生の生活能力などを見てみると、「全然しない・しないときが多い」と回答したものでは、「食事の準備や片づけをしない」50%、「朝、自分で起きることをしない」46%、「ふとんやベッドの整理整頓をしない」42%、など。また、「全然したことがない」と回答したものでは、「しめなわ、わらじづくり」74%、「いかだづくり」83%、「巣箱づくり」75%、「うどんやそばづくり」が58%、

「山菜とりなど」44%、「野鳥観察など」38%など、子供たちを取り巻く教育環境は、決して良好とは言えない状態である。

中央教育審議会は、学校教育の活性化を図る一つの方策として社会人の登用をすすめているが、いじめ問題、登校拒否問題などに加えて、生活体験や自然体験の不足、自立心や社会性の欠如などが心配されることから、地域在住の学校のOG・OB、保護者、特殊能力保持者、有志希望者に子供たちを交えて、自由に話し合いができる場や機会づくりなど、学校、家庭、地域社会がスクラムを組んで取り組めるような環境を緊急につくる必要がある。

④ 全地球的な課題への取り組み

また、環境問題、エネルギー問題、人口問題、食糧問題など、人類としての幸せを守るため各国が協力して取り組み続けなければならない重要な課題にもっと目を向ける必要がある。「環境問題」を取り上げてみると、温室効果ガスが現状のまま増え続けた場合、来世紀末には地球気温は2.0℃、海面は50cmそれぞれ上昇すると予測し、オゾン層破壊は、南北半球の中緯度で10年あたり約4～5%とこれまでの数値モデルによる予測よりも上回る速度で進んでいること。また、二酸化炭素の排出量は2000年時点で1990年レベルに抑制することを目標にして対策を進めてきたが、先進国の多くではその達成が難しい状況にあるという（「環境白書」：平成7年版）。

ドイツのバーテン・ビュルテンベルク州では、「環境にやさしい学校」という手引き書の作製・配布、教師や親たちには「子供の筆箱はプラスチック製から麻や木製などの自然素材のものを」、と呼びかけたり、学校の建物管理者には「室温を1度下げるとエネルギーが6%節約できる」と細かく指導するなど、日常生活のあり方を基本にした実践事例の取り組みの大切さを教えている（「朝日新聞」'97.6.29）。

我が国においても、不要な車のアイドリング、節水・節電・省エネ、リサイクル・ゴミ問題、ダイオキシンの発生など、社会の関心が高まりつつあるとはいえ解決策はなかなか難しい現実にある。今後は、総合的、横断的な視点から行政、企業等が知恵を出し合って対策を急ぐ必要があるが、「自然」「エネルギー」「節約」などから「今日の生活の在り方」について、自分たちの問題として家庭でじっくりと話し合ってみたらどうであろうか。

⑤ 求められる生涯学習関係職員の柔軟性

生涯学習推進体制後の制度の運用や施設運営にあたっては、関係職員の専門性や学習者に対する対応・姿勢などが重要視されてこよう。人々にとって使いやすい施設運営はもちろん、時代の変化や地域住民の学習相談や学習要求などに、広い視野から柔軟に対応できる能力を持った人材の養成・確保や関係職員の資質向上のために、さらなる力を注いで欲しいものである。なかでも学校教職員や行政関係者の生涯学習に関する理解促進のための方策を考えて欲しいし、人々の学習は継続しつつレベルアップしていくにもかかわらず、担当者の異動によって学習が中断されたり余計な労力を求められたりすることのないように願いたいものである。

また、これまでの学習は、人々を一堂に集めた講演・講座スタイルが恒例化しているが、多様化・高度化する人々の学習要求や各種の課題解決に向けて適切に対応していくためには、地域の実情や人々の学習要求の把握はもとより、他行政が持っている専門的な情報・能力の提供、住民の行動様式や生活時間等を考慮した施設の運営を積極的に推進していく必要がある。

その意味から、ここに紹介されている鎌ヶ谷市の“かまがやまなびい大学”の事例は参考に値しよう。これは、行政の持つ人的資源を市民の生涯学習資源として開放することを目指して、市行政全体を大学に見立て、9時から21時の間の2時間を限度として、10人以上の希望者があれば関係部局の専門担当者が情報提供や相談に応じるものである。これまでの集める学習から、住民の希望に添って行政側から出かける学習へと発想を切り替えたもので、その窓口を生涯学習推進センターが行っている。開設して1年間になるが、住民の参加者は、延べ157件で約1万人になるという。

今後、一層複雑化し不透明化していくことが予想される社会にあって、「物から心、量から質」への生き方を求めて、世界の中の日本の立場や役割を考慮しつつ、併せて、「自己実現」「生きがい」「豊かさ」などについて考え、できるところから実践してみたいと思っているところである。